

なお、内容によっては、電話での相談だけにとどめる場合もあります。

2、要請相談

市町村教育委員会、学校等の要請により、当該機関の設定する場所に出向いて実施します。

3、巡回就学相談

巡回就学相談実施計画に基づき、地域の状況を勘案して、日時、場所を設定し、教育事務所、市町村教育委員会、学校等の協力を得て実施します。今年度も県内十会場で実施する予定です。

各会場ごとに四名の相談員（内医師一名、教員三名）と養護教育センター指導主事一名が相談を担当します。

4、地域相談室での相談

本県の広い地理的条件を考慮して、県北（県立聾学校福島分校）・会津県立聾学校会津分校）・浜通り（県立聾学校平分校）に地域相談室を設置し、各相談室ごとにそれぞれ相談員を委嘱し、常時、電話・来室による相談を行います。

五、教育相談の実際

四月一日開所以来、五月末日までの二か月間で、来所相談として受付けた件数は三十七件で、その内訳は次の通りです。

1、年齢別件数

- 二歳児（六）、三歳児（四）、四歳児（二）、五歳児（三）、六歳児（一）、小一（一）、小二（三）、小三（二）、小四（三）、

中一（二）、中三（四）、男女別では、男（二十二）、女（十）、また、電話での問い合わせのみ（六）となっています。

2、障害別件数

聴覚・言語障害（十）、精神薄弱（十）、情緒障害（四）、肢体不自由（四）、病弱・身体虚弱（二）、重複（二）、電話での問い合わせのみ（六）となっています。

①電話で受け付ける。

相談は次のような手順ですすめます。

②必要書類を相談者に送付するとともに、記入のうえ返送してもらう。

③受理会議で協議（対象児の実態の明確化、相談方針の設定、相談担当者（の決定））する。

④相談予約日に来所相談を実施する。

六、開所以後の相談実施状況

五月末日までの実施件数は三十二件である。その内訳は、聴覚・言語障害二十件、精神薄弱四件、情緒障害二件、肢体不自由四件である。

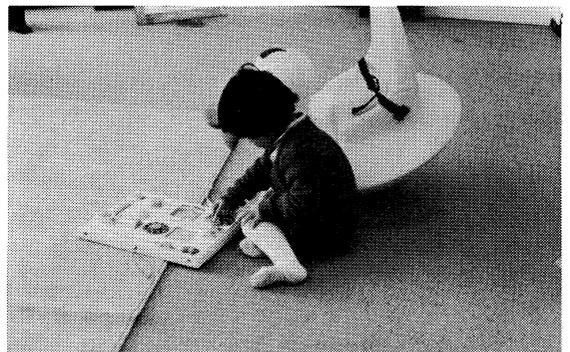
六月の予約相談は七件で、その内訳は、言語障害一件、精神薄弱四件、病弱・身体虚弱一件、重複一件である。

初回、来所した保護者は、相談担当者（と教育相談室で面談する。主訴の再確認、事前に提出された書類の再点検と未記入部分の聴取等を通し、相談対象児の周辺状況を明らかにするとともに、教育相談の視点を浮き彫りにしていきます。

一方、対象児は、保護者と相談担当者との面談中、総合観察室・養護訓練室等で、介添えの所員と楽しく過ごしています。

トランポリンやエアーマット、すべり台や木馬、四輪車や三輪オートバイといった遊具で笑みを浮かべ、笑い声をあげて生き生きとした表情で動きまわっています。

また、大型ホワイトボード（落書きボード）や大型算玉計数器、各種の型はめや積木、ブロック、人形やぬいぐるみ、パトカー・トラック等の自動車のおもちゃ、ピアノ・オルガン・キーボード・ハーモニカ・カスタネット・スズ・大太鼓・ボンゴ・コンゴ等のおも



おもちゃの扱い方から発達状態を観察する

教育相談の実際として、来所相談の一端を紹介しましたが、本欄では、継続相談や巡回就学相談・地域相談室での相談等についても報告する予定です。

